

45 明治前期における医師試験制度と

奉職履歴医について

樋口輝雄

国立国会図書館所蔵の横井寛編『内務省免許全国医師

薬舗産婆一覽』（以下「免許医師一覽」）は明治一五年六月の発刊で、医制に基づき明治八年から実施された医術開業試験（旧試験）合格者、明治一〇年の内務省乙七六号布達による奉職履歴医、大学医学部卒業により内務省免許を下付された医師がイロハ順で、免状番号三〇四六番まで掲載されている。同館には、その後追録版として発行された二号（一五年一月）、四号（一七年七月）が所蔵されており、二号には三四一七番まで、四号には四一六〇番から五〇三七番までの内務省免許医師が掲載されている。

すでに同『免許医師一覽』と追録版二号を基に、赤祖父一知先生が一九九三年に、石川県関係の内務省免許医

師についてご講究されている。わが国においては、明治一六年の「医師免許規則」の布告に伴い、一七年より現在に続く医籍の編制が行われたが、翌一八年七月には、①旧試験合格者（明治八〜一六年）②東大医学部卒業生・外国医学部卒業生、③奉職履歴医らの所持する医術開業免状の返納と新免状交付を達し、一年以上遡及した一七年五月付で新医籍への登録が行われた。

『免許医師一覽』の凡例では、「此書ハ内務省衛生局ノ御許可ヲ蒙リ同局御備付ノ名簿ニ拠リ編輯シタルモノナリ」と記しているが、同書を基に免状番号順の名簿を作成し、明治一七年七月までの奉職履歴医（試験ヲ要セズ其履歴ヲ以テ免状ヲ付与セラレタルモノ）の氏名を集計した。基礎資料とすべき『免許医師一覽』三号が国会図書館には所蔵されておらず、また死亡者等は欠番となっているため、正確さは期しがたいが、『内務省衛生局雑誌』『内務省衛生局報告』二六冊と、爾後『官報』に掲載された旧試験合格者と大学医学部卒業による医術開業免状授与者三六六人の氏名を対校資料とすることで、『免許医師一覽』の免状番号等に関する誤植の訂正と奉職履歴医の

人数、免状下付時期を推定することができた。

名簿の作成ならびに集計にあたっては、当時の内務省の原簿では同一番号が複数の者に重複していないこと、また、免状の下付年月日に従った番号であることを前提としたが、前記『内務省衛生局報告』と対校すると、内務省の原簿上同一番号が重複していると思われる者が一名いた。未見の『免許医師一覽』三号は、明治一六年一二月頃発刊、旧試験合格者と大学卒業業者七五二名が掲載されている筈で、そのうち同一番号が数箇所あると思われる。集計すると、一五年六月発行の『免許医師一覽』に掲載された奉職履歴医は九九一名、二号では一五名、四号では三一四名で総計一三二〇名であった。

明治一五年一月より施行された旧刑法二五六条には、「私ニ医業ヲ為ス罪」として「官許ヲ得スシテ医業ヲ為シタル者」に対する罰則が明文化されたが、その前年の一四年一二月までに免状を下付された奉職履歴医は総計九八八名であった。免状の下付時期については、内務省達が布達された明治一〇年八月から一一年四月までの六か月間に五〇〇名余に免状が下付されており、当初は公

立病院関係者、次いで、菅原思朗(免状番号四五四番)、奥山虎章(同四五八番)、石黒忠憲(同六七六番)、永松東海(同六八四番)等陸海軍関係者の名があった。なお、東京都公文書館所蔵資料によれば、当時の内務省衛生局長であった長与専斎は一五年二月三日付で内務卿山田顕義宛に免状下付を願ひ出、二月一〇日付で免状が下付されている(免状番号三〇〇一番)。

『免許医師一覽』四号に掲載された履歴医はその殆どが一六年一二月の内務省達「一〇年以後奉職セシ者ト雖モ該達ニ比準スヘキ者ハ特別ヲ以テ志願ニ依リ直ニ医術開業免状可致授与」との特例によつたと思われるが、同達では出願期日を一六年一二月と定めながらも、『医制八〇年史』に記載された「第七表医師数」では、明治一七年には奉職履歴医一六四〇名となっており、一七年七月以降、なお約三二〇名に下付されたことになっている。これは、内務省の事務処理上の単なる遅延かどうかは判然としない。